

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年八月二十七日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年七月二十四日奈良県指令建第一一二一三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年八月十九日建第一〇三六七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字巻野内五三七番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市江の木町一七番一〇一七〇二号

谷邨瑠美

谷邨哲朗